

Z—71—H

国税徴収法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「H1～H3」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 国税徴収法第 79 条は、差押えを解除しなければならない場合及び差押えを解除することができる場合の要件を定めたものである。そのうち、「差押えを解除することができる場合」について説明しなさい。

問 2 公売における売却決定について、次の(1)及び(2)の問に答えなさい。

(1) 国税徴収法第 113 条第 1 項は、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)の最高価申込者に対する売却決定手続を定めたものである。

不動産等のうち、次の財産の公売における売却決定の日が、公売をする日と異なる日とされている理由について簡単に説明しなさい。

イ 自動車

ロ 不動産

(2) 換価した財産に係る売却決定が取り消される場合について説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

次の設例において、以下の問 1 及び問 2 に答えなさい。なお、土日、祝日等については考慮しない。

〔設例〕

1 滞納会社甲は、次の国税について換価の猶予を申請し、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで、換価の猶予に基づき、毎月末 20 万円の分割納付をすることとなった。

なお、滞納会社甲は、換価の猶予の申請に当たって、滞納会社甲の代表者 A が所有する乙土地について、担保提供を行い、抵当権の設定を受けた。

・対象国税：令和元年 12 月期消費税の確定申告分 500 万円

（法定納期限：令和 2 年 2 月 29 日・期限内申告）

2 滞納会社甲は、換価の猶予が許可された後、令和 2 年 10 月末まで毎月 20 万円の納付を行っていたが、その後、取引先の倒産等の影響から売上が減少したため、令和 2 年 11 月以降の納付はできなかった。

3 X 税務署の徴収職員 Y は、令和 3 年 1 月 20 日、滞納会社甲の事務所へ臨場したところ、代表者 A から、令和 2 年 12 月末をもって事業を廃業しており、残りの滞納分の納付はできない旨の申出を受けた。

4 徴収職員 Y は、直ちに換価の猶予を取り消した上で財産調査を行ったが、滞納処分の執行が可能な財産は発見できなかった。

そのため、乙土地の処分を進めるため、その権利関係を調査したところ、次のとおりであった。

① 平成 30 年 10 月 31 日 抵当権設定登記(抵当権者：B 銀行、債務者：甲、被担保債権額：500 万円)

② 平成 31 年 3 月 20 日 抵当権設定仮登記(抵当権者：C、債務者：A、被担保債権額：200 万円)

③ 令和 2 年 3 月 1 日 抵当権設定登記(抵当権者：財務省(X 税務署長)、債務者：甲、被担保債権額：500 万円)

④ 令和 2 年 11 月 30 日 D 年金事務所長差押え(滞納者：A、滞納保険料：100 万円、法定納期限等：令和元年 5 月 31 日)

⑤ 令和 3 年 1 月 15 日 E 市長参加差押え(滞納者：A、滞納地方税：500 万円、法定納期限等：平成 30 年 9 月 30 日)

⑥ 令和 3 年 1 月 25 日 X 税務署長担保物処分のための参加差押え(滞納者：甲、滞納国税：340 万円、法定納期限等：令和 2 年 2 月 29 日)

5 X 税務署長は、換価執行決定の効力が適法に生じたことから、乙土地の公売を行った。その結果、買受人から 1,160 万円を受領した。

この公売に際して、X 税務署長は、乙土地の評価に係る鑑定料 30 万円を支払っている。また、D 年金事務所長は、差押えを行った直後に、乙土地の評価を鑑定士に依頼し、それに係る鑑定料 30 万円を支払っていた。

なお、B 銀行からは、抵当権に係る債権額が 400 万円である旨の債権現在額申立書が提出されているが、C からの書類等の提出はない。

問 1

(1) 国税徴収法第 89 条の 2 の規定は、参加差押えをした税務署長による換価執行を定めたものである。参加差押えをした税務署長による換価執行を定めた趣旨(理由)を説明しなさい。

(2) 参加差押えをした税務署長による換価執行制度において、その換価執行決定の効力を生じさせるための手続、関係者への通知及び換価に必要となる書類の引渡しに関する手続について、次のイ～ハの権利者ごとに、この設例に沿った上で、根拠(理由)を付して説明しなさい。なお、実施する手続がない場合には、その旨を答えなさい。

イ X 税務署長

ロ D 年金事務所長

ハ E 市長

問 2 乙土地の公売に伴う各債権者に対する換価代金の配当額を、計算過程とその根拠を示して答えなさい。なお、滞納国税、滞納地方税及び滞納保険料は、差押え又は参加差押え時点と変動はない。